

## 第32回 河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所)

- 今後の河川敷地利用を考える -

開催日 平成23年6月29日(水)

時間 9:00~12:30

場所 コミュニティセンターやす

<2階 研修室1,2>

### - 議事次第 -

1. 現地調査
2. 開会
3. 河川管理者からの報告
4. 議事
  - 1) 委員長、副委員長の選出
  - 2) 第31回委員会活動の整理事項 <資料 - 1, 2 >
  - 3) 野洲川立入<sup>たていり</sup>河川公園、野洲川河川公園及び野洲川運動公園に関する申請説明書の説明  
<資料 - 3, 申請説明書 >
  - 4) 審査結果一覧表の説明 <資料 - 4 >
  - 5) 野洲川立入<sup>たていり</sup>河川公園、野洲川河川公園及び野洲川運動公園の更新申請についての審議  
<申請説明書、資料 - 4 >
5. 一般傍聴者からの意見聴取
6. 委員会の今後のスケジュールについて <参考資料 - 1 >
7. 閉会

#### 配布資料

- ・議事次第
- ・資料 - 1 第31回河川保全利用委員会 議事骨子整理表
- ・資料 - 2 第31回河川保全利用委員会 審議事項の整理表
- ・資料 - 3 前回意見書
- ・資料 - 4 審査結果一覧表
- ・申請説明書
- ・参考資料 - 1 今後のスケジュールについて
- ・現地調査資料

河川保全利用委員会 委員の紹介(五十音順)

氏名	所属	分野	備考
岸本 直之	龍谷大学 理工学部	自然環境[水質]	ご欠席
竹林 洋史	京都大学 防災研究所	治水・利水[河川工学]	ご欠席
中井 克樹	琵琶湖博物館	自然環境[動物・植物]	
西澤 一男		地域特性に詳しい者	公募
能登 勝		地域特性に詳しい者	公募
三田村 緒佐武	滋賀県立大学 環境科学部	自然環境[生態系]	
村上 修一	滋賀県立大学 環境科学部	その他[都市景観]	
門地 喜代春	滋賀県土木交通部 河川・港湾室 室長補佐	自治体関係者	

## 第31回河川保全利用委員会審議事項の整理表

審議事項	第31回河川保全利用委員会(H22.10.5)審議内容 (主な委員意見、決定した事項及び継続して検討する事項)	第31回委員会での審議結果	第32回河川保全利用委員会 審議内容	第32回委員会 配布資料
1)第30回委員会活動の整理事項	資料-2「第30回河川保全利用委員会審議事項の整理表」で確認・了承した。	-	-	-
2)小浜河川公園及び川田河川公園の審査表に係る審議	<p>審査表の各項目について下記の意見があり修正した。</p> <p>C35 地域の活性化については、その評価がなされていない。</p> <p>C41,C42 C41は意見聴取を行ったか、C42は意見を反映させたかについて記述する。</p> <p>前者は不十分であり、後者は意見聴取方法の検討改善を踏まえ意見の反映をする必要がある。</p> <p>D15 生態系の概念を理解していただきたい。草の刈り残しをされることは評価できるものの一層の配慮をしてもらいたい。</p> <p>川田B12 小浜と同様に「近隣で」と加えるべきである。</p> <p>川田C12 用途変更することが「適切」という表現を見直す。</p> <p>その他、表現の修正等を行う。</p>	修正のうえ各委員に確認し、審査表を確定させる。	-	-
3)小浜河川公園及び川田河川公園の意見書に係る審議	<p>意見書について下記の意見があり修正した。</p> <p>小浜3段落 文章が長いので区切って意味がわかりやすくする。</p> <p>その他、表現の修正等を行う。</p>	修正のうえ各委員に確認し、意見書を確定させる。	-	-
一般傍聴者からの意見聴取	特になし。	-	-	-
その他	次期委員の選考に関して、自治体関係者にも声掛けをするよう意見が出された。	-	-	-

野洲川立入河川公園(守山市)

整備経緯・利用状況

対象施設は、平成3年3月から野洲川左岸の高水敷に設置され、平成10年3月に策定された「野洲川ふるさとの川整備計画」に基づき、スポーツ、レクリエーション空間として、残された高木の樹林(河畔林)と一体として順次整備をされてきたものである。

占用施設は、平成10年にグラウンドゴルフ場の設置、平成12年に多目的広場の設置、駐車場の整備が行なわれ現在の形態になっている。施設利用形態は、多目的広場のみが有料施設であり、グラウンドゴルフ場は無料施設であるため利用者相互のルールで運用されている。施設は公園管理委託業務により維持管理がなされており、地域に密着した利用が図られている。

施設利用者数は、年間約41,000人でグラウンドゴルフ場の利用者が約7割と最も多い。

環境等

当該箇所の一部は、河川敷の高水敷の全幅を占用した利用であり、グラウンドゴルフ場は約500mと占用区間が長く、生態系を含めた環境面を考えると生物の生息環境を縦断方向に分断する影響があると考え。

また、多目的広場の下流側に高木の樹林帯が残されているが、憩いの場としての一体的整備は十分でない状況である。

委員会の考え

当委員会は、基本理念である「川でなければできない利用・川に活かされた利用」を尊重する観点から、当該スポーツ施設等は河川敷以外での設置・利用が可能であるため河川敷への設置は妥当とはいえず、河川敷以外に設置すべき施設であると判断する。したがって、対象施設は、堤内地で代替地を確保するか、または縮小・廃止すべきであると考え。

よって、地域の要望や利用者のニーズが高い現状からすぐに対応することは難しい面もあるが、代替地の確保または既存施設の規模の縮小・廃止を検討すべきであると考え。

このため、施設の自然化への取組み、施設の縮小・廃止に向けた取組み、川に活かされた利用の取組みなど、具体的行動に結びつく環境改善をされたい。また、施設の縮小・廃止については野洲市、栗東市と類似施設の共有化に係る協議の場を設けて検討を進め、おおよそ3年を目途に結論を出していただきたい。

委員会の意見

占用許可期限の更新についての意見

一部施設の「自然化」を期限内に完了させること。一部施設とは、バスケットボール場のハードコート、駐車場のアスファルト舗装等をいう。「自然化」とは、「舗装部分を非舗装化により自然に近づけること」をいう。

「自然化」により、施設の機能が維持できない場合は、他の施設形態への変更を検討させること。

施設の縮小・廃止の検討を期限内に完了させること。河川敷に設置された野洲市、栗東市の類似施設との共有化による縮小・廃止の調整協議の場を設けて具体的に検討をさせること。

グラウンドゴルフ場は、利用者も多く環境に与える影響は少ないので継続使用とし、グラウンドの共有化、縮小・廃止及びバスケットボール場の縮小・廃止を検討されたい。

「川に活かされた利用の取組み」など、河川環境に対する公園利用者や市民の関心を高め、関わりを深めるための具体策について、期限内に計画を策定させること。

上記の検討結果の期限を3年とし、検討結果を委員会に報告させること。

利用されていない(利用者の少ない)施設、過剰であると考えられる構造物は撤去させること。

野洲川河川公園(野洲市)

対象施設は、野洲川改修で、広大な河川敷が造成されたことを機に市民ニーズの高かった運動公園として昭和57年2月に野洲川右岸の高水敷に設置されたものである。

占用施設は、芝生広場、野球場、陸上競技場、テニスコート、ゲートボール場、グラウンドゴルフ場、自転車歩行者道が設置されている。利用者からの要望により、平成5年度にゲートボール場の一部をグラウンドゴルフ場に変更、平成10年度にグラウンドゴルフ場を拡充、平成11年度にテニスコートの全面改修、ベンチの増設、高木の植栽を実施している。

施設利用形態は、芝生広場以外は有料施設であり、指定管理者を定めて維持管理がなされており、地域に密着した利用が図られている。

施設利用者数は、年間約63,000人でテニスコートの利用者が約4割と最も多い。

当該箇所は、占用施設全長にわたり低水護岸との間に幅10m程度の敷地が連続的に確保されており、生物の生息環境を縦断方向に分断する影響は大きくはないと考える。

当委員会は、基本理念である「川でなければできない利用・川に活かされた利用」を尊重する観点から、当該スポーツ施設等は河川敷以外での設置・利用が可能であるため河川敷への設置は妥当とはいえず、河川敷以外に設置すべき施設であると判断する。したがって、対象施設は、堤内地で代替地を確保するか、または縮小・廃止すべきであると考え。

よって、地域の要望や利用者のニーズが高い現状からすぐに対応することは難しい面もあるが、代替地の確保または既存施設の規模の縮小・廃止を検討すべきであると考え。

このため、施設の自然化への取組み、施設の縮小・廃止に向けた取組み、川に活かされた利用の取組みなど、具体的行動に結びつく環境改善の検討をされたい。また、施設の縮小・廃止については守山市、栗東市と類似施設の共有化に係る協議の場を設けて検討を進め、おおよそ3年を目途に結論を出していただきたい。

占用許可期限の更新についての意見

一部施設の「自然化」を期限内に完了させること。一部施設とは、テニスコートの砂入り人工芝、駐車場のアスファルト舗装等をいう。「自然化」とは、「舗装部分を非舗装化により自然に近づけること」をいう。

「自然化」により、施設の機能が維持できない場合は、他の施設形態への変更を検討させること。

施設の縮小・廃止の検討を期限内に完了させること。河川敷に設置された守山市、栗東市の類似施設との共有化による縮小・廃止の調整協議の場を設けて具体的に検討をさせること。

グラウンドゴルフ場は、利用者も多く環境に与える影響は少ないので継続使用とし、陸上競技場、野球場、テニスコートの共有化、縮小・廃止を検討されたい。

「川に活かされた利用の取組み」など、河川環境に対する公園利用者や市民の関心を高め、関わりを深めるための具体策について、期限内に計画を策定させること。

上記の検討結果の期限を3年とし、検討結果を委員会に報告させること。

利用されていない(利用者の少ない)施設、過剰であると考えられる構造物は撤去させること。

野洲川運動公園(栗東市)

対象施設は、昭和47年6月に野洲川緑地として都市計画決定され、都市公園として昭和48年11月に野洲川左岸の高水敷に設置されたものである。設置前には堤外民地が公園内にあったことから、栗東市が用地買収を実施し、野洲川改修事業で残された高木の樹林(河畔林)と一体として順次整備をしてきたものである。

占用施設は、陸上競技場、グラウンドゴルフ場、ソフトボール場、テニスコート、芝グラウンド、バレーボール場が設置されている。

施設利用形態は、芝生広場以外は有料施設であり、指定管理者を定めて維持管理がなされており、地域に密着した利用が図られている。

施設利用者数は、年間約57,400人でソフトボール場(約1万人の花火大会の見学者を含む)の利用者が約3割と最も多い。

当該箇所の一部は、河川敷の高水敷の全幅を占用した利用であり、グラウンドゴルフ場は約400mと占用区間が長く、生態系を含めた環境面を考えると生物の生息環境を縦断方向に分断する影響があると考え。

また、多目的広場の河川側には、高木の樹林帯が残されてるが、憩いの場としての一体的整備は十分でない状況である。

当委員会は、基本理念である「川でなければできない利用・川に活かされた利用」を尊重する観点から、当該スポーツ施設等は河川敷以外での設置・利用が可能であるため河川敷への設置は妥当とはいえず、河川敷以外に設置すべき施設であると判断する。したがって、対象施設は、堤内地で代替地を確保するか、または縮小・廃止すべきであると考え。

よって、地域の要望や利用者のニーズが高い現状からすぐに対応することは難しい面もあるが、代替地の確保または既存施設の規模の縮小・廃止を検討すべきであると考え。

このため、施設の自然化への取組み、施設の縮小・廃止に向けた取組み、川に活かされた利用の取組みなど、具体的行動に結びつく環境改善の検討をされたい。また、施設の縮小・廃止については守山市、野洲市と類似施設の共有化に係る協議の場を設けて検討を進め、おおよそ3年を目途に結論を出していただきたい。

占用許可期限の更新についての意見

一部施設の「自然化」を期限内に完了させること。一部施設とは、陸上競技場のウレタン舗装、テニスコートの砂入り人工芝、駐車場のアスファルト舗装等をいう。「自然化」とは、「舗装部分を非舗装化により自然に近づけること」をいう。

「自然化」により、施設の機能が維持できない場合は、他の施設形態への変更を検討させること。

施設の縮小・廃止の検討を期限内に完了させること。河川敷に設置された守山市、野洲市の類似施設との共有化による縮小・廃止の調整協議の場を設けて具体的に検討をさせること。

グラウンドゴルフ場は、利用者も多く環境に与える影響は少ないので継続使用とし、陸上競技場、ソフトボール場、テニスコートの共有化、縮小・廃止を検討されたい。

「川に活かされた利用の取組み」など、河川環境に対する公園利用者や市民の関心を高め、関わりを深めるための具体策について、期限内に計画を策定させること。

上記の検討結果の期限を3年とし、検討結果を委員会に報告させること。

施設の維持管理において、除草剤・殺虫剤の使用を直ちに中止させること。

利用されていない(利用者の少ない)施設、過剰であると考えられる構造物は撤去させること。

審査結果一覧表

審査区分	審査項目	審査細目	審査内容の説明	判断のポイント(抜粋)	野洲川立入(たいてい)河川公園			野洲川河川公園			野洲川運動公園		
					前回審査の判断	河川管理者による審査意見	今回審査の判断	前回審査の判断	河川管理者による審査意見	今回審査の判断	前回審査の判断	河川管理者による審査意見	今回審査の判断
A 基本理念と基本方針等の検証	A1 基本理念	A11	基本理念	基本理念の内容を満足しているか。		満足していない。	十分とは言えず、引き続き検討を要する。		満足していない。	十分とは言えず、引き続き検討を要する。		満足していない。	十分とは言えず、引き続き検討を要する。
	A2 基本方針	A21	基本方針	基本方針の内容を満足しているか。		満足していない。	十分とは言えず、引き続き検討を要する。		満足していない。	十分とは言えず、引き続き検討を要するが、水路部に川と容易にふれあえる取り組みがされている。		満足していない。	十分とは言えず、引き続き検討を要する。
	A3 意見書	A31	継続申請時の改善	意見書で指摘された事項について、改善を行ったか。	継続申請時に、意見書で指摘された事項の改善状況を確認する。	過去に意見書が出されていないため適用外。	次回改修時に、駐車場のアスファルト舗装の撤去、隣接する他の公園施設との共有化による縮小等の検討、共有化に向けた共同利用マップの作成、近隣小学校による総合的な環境学習の実施等の改善の方向性を示している。		過去に意見書が出されていないため適用外。	隣接する他の公園施設管理者と調整協議の場を設けて共有化による縮小等の検討、共有化に向けた共同利用マップの作成等の点で改善の方向性を示している。		過去に意見書が出されていないため適用外。	隣接する他の公園施設との共有化・縮小等の改善の検討、駐車場のアスファルト舗装は劣化した場合に非舗装化とする、河川敷清掃の実施、樹木、小動物保護に関する啓発看板設置を検討、殺虫剤の使用中止、利用の少ない施設等の撤去等の改善の方向性を示している。
B 占用施設の計画と設置理由の検証	B1 必要性	B11	必要理由	この場所を必要とする理由は基本理念と基本方針に照らし合わせ妥当か。	「過去から使用しているから必要であり、継続して使用したい」という判断は、別の場の議論と考える。環境を考慮した利用への変化を確認する。やすらぎの場、レクリエーションの場として確認する。設置の経緯、地元交流の場として確認する。施設の活用状況を現地調査で確認する。	妥当ではない。	基本理念、基本方針と照らし合わせると十分とは言えず、引き続き検討が必要。ただし、身近なやすらぎの場、レクリエーションの場として利用されていることは認められる。		妥当ではない。	基本理念、基本方針と照らし合わせると十分とは言えず、引き続き検討が必要。ただし、身近なやすらぎの場、レクリエーションの場として利用されていることは認められる。		妥当ではない。	基本理念、基本方針と照らし合わせると必要理由については十分とは言えず、引き続き検討が必要。ただし、身近なやすらぎの場、レクリエーションの場として利用されていることは認められる。
		B12	適正面積	占用面積は必要最低限にしているか。その算定に妥当性を示したか。	他の類似占用施設に比べて面積を比較する。申請施設の中で、利用の少ない施設、不要と思われる施設(構造物)が含まれているかを判断する。	縮小できる可能性がある。	隣接する類似施設との共有化により縮小できる可能性がある。		縮小できる可能性がある。	隣接する類似施設との共有化により縮小できる可能性がある。		縮小できる可能性がある。	隣接する類似施設との共有化により縮小できる可能性がある。
	B2 代替性	B21	代替可能性	堤内地で代替できない施設であるか。	堤内地で代替可能な施設は、代替の概算費用を算定する。	設置している施設は、堤内地で代替可能な施設である。	設置している施設は、堤内地で代替可能な施設である。		設置している施設は、堤内地で代替可能な施設である。	設置している施設は、堤内地で代替可能な施設である。		設置している施設は、堤内地で代替可能な施設である。	設置している施設は、堤内地で代替可能な施設である。
		B22	代替地調査	堤内地で代替可能な施設の場合、代替地を調査をしたか。	調査範囲は、広域運営の市町村範囲を対象に考える。都市公園法でいう誘致距離を参考に調査範囲を設定する。休耕田や廃校などの情報を入手したか確認する。市内の運動場、市民広場、スポーツグラウンドなどの施設地図で確認する。	代替地調査はされていない。	半径3kmの範囲内で調査されている。概算費用の算定等、具体的な検討が行われている。		代替地調査はされていない。	具体的な調査は行われていない。隣接する類似施設との相互利用を検討するとしている。		代替地調査はされていない。	半径3kmの範囲内で調査されている。概算費用の算定等、具体的な検討が行われている。
		B23	代替地選定	代替地調査の結果、適した代替地があった場合、用地取得を試みたか。	代替地調査の結果、適した代替地があった場合、用地取得を試みたか。	代替地調査をしていないので、交渉はされていない。	代替地は見つからない。		代替地調査をしていないので、交渉はされていない。	代替地は見つからない。		代替地調査をしていないので、交渉はされていない。	代替地は見つからない。
	B3 安全性	B31	人への安全	占用区域内及び周辺道路における利用者、散策者、流域住民の安全に配慮した対策を講じているか。	現地調査で施設の状況を確認する。利用者、関係住民から寄せられた意見を確認する。	おおむね配慮されている。	おおむね配慮されている。		おおむね配慮されている。	おおむね配慮されている。		おおむね配慮されている。	おおむね配慮されている。
B32			施設の安全	施設が自然災害等により被害(増水等による冠水、台風・地震等による倒壊、火災等)が生じた場合に備えて施設の安全対策を講じているか。	現地調査で施設の状況を確認する。利用者、関係住民から寄せられた意見を確認する。災害時の施設の安全連絡体制が定めてあるか確認する。	安全対策が講じられている。	安全対策が講じられている。		安全対策が講じられている。	安全対策が講じられている。		安全対策が講じられている。	安全対策が講じられている。
B33		安全対策の周知	施設設置により影響を受ける近隣住民に安全対策と事故時の対応策を周知しているか。	事故が発生した場合の施設利用者・住民への広報方法を確認する。緊急時の対応として連絡先と連絡時期が定めてあるか確認する。	審査項目として設定されていない。	占有者の連絡先等を記載した看板が設置されており、おおむね配慮されている。		審査項目として設定されていない。	占有者の連絡先等を記載した看板が設置されており、おおむね配慮されている。		審査項目として設定されていない。	占有者の連絡先等を記載した看板が設置されており、おおむね配慮されている。	
B4 公共性	B41	公共性	設置する施設は広く一般の用に供することが可能で、申請者だけの利用に限られる排他・独占的なものではないか。	利用者の制限はなく誰でも利用可能を確認する。特定の団体の貸切利用等の優先利用の定めがあるか確認する。	排他・独占的ではない。	排他・独占的ではない。		排他・独占的ではない。	排他・独占的ではない。		排他・独占的ではない。	排他・独占的ではない。	
	B42	地元の理解	申請者は、設置する施設周辺の地元理解をどのような方法で得たのか(得るのか)。	地元要望施設と一致している施設であるか確認する。	審査項目として設定されていない。	平成7年に住民意識調査が実施され、自然を利用したレクリエーション活動、スポーツ利用の要望が多く寄せられた。		審査項目として設定されていない。	申請説明書において、特に触れられていない。		審査項目として設定されていない。	地元まちづくり懇談会で、スポーツ施設拡充要望が出されている。	

C 占用施設の 利用計画と 利用者等か らの検証	C1 占用施設 利用計画	C11	設置期間	許可を受けた施設の使用期間はどのくらいになるか。	占有開始からの年数を確認する。施設の占有期間が長くなることで問題が発生していないか確認する。	17年間になる。	占有開始から21年間になる。維持管理上の問題は発生していない。	25年間になる。	占有開始から29年間になる。維持管理上の問題は発生していない。	34年間になる。	占有開始から38年間になる。維持管理上の問題は発生していない。
		C12	施設の変遷	継続申請の場合、前回占有許可期間内にどのように施設内容が変化したか。また、その変化理由はどのようなもので、適切なものであったか。	申請書の利用施設と現状の利用実態に相違がないか確認する。利用されていない施設・構造物があるか確認する。	芝生広場等が追加された。	施設内容に変化はないが、既設階段及びクラウンドゴルフ場で占有漏れのあった箇所を精査し、新たに占有面積に含めている。	少年野球場、クラウンドゴルフ場等が追加された。	特に施設内容の変化はない。	クラウンドゴルフ場が追加された。	水栓柱(1基)等の設置
		C13	施設管理	利用に関する注意事項、緊急時の連絡先は看板等で利用者等に明示しているか。	現地調査で注意事項・連絡先を記載した看板を確認する。現地の利用者心得看板、占有標示板を確認する。迷惑行為を禁止する看板等を確認する。	特に問題はない。	特に問題はない。	特に問題はない。	特に問題はない。	特に問題はない。	特に問題はない。
		C14	共同利用	既存類似施設が申請場所の近隣にある場合、その施設の共同利用について、所管者と協議を行ったか。	自由使用の場合の使用者調整の方法を確認する。	共同利用に係る協議はなされていない。(協調利用の項目にて審査)	「野洲川河川敷利用検討会」を設け、共同利用の協議がされている。	共同利用に係る協議はなされていない。(協調利用の項目にて審査)	「野洲川河川敷利用検討会」を設け、共同利用の協議がされている。	共同利用に係る協議はなされていない。(協調利用の項目にて審査)	「野洲川河川敷利用検討会」を設け、共同利用の協議がされている。
		C15	維持管理	施設の維持管理計画は適正であるか。また、施設の構造・規模は占有申請期間を適正に考慮したものか。	現地調査で現状の維持管理状況を確認する。自由使用の場合のカギとゲートの開閉管理を確認する。自由使用場所の維持管理方法を確認する。	適正である。	適正である。	適正である。	適正である。	適正である。	適正である。
		C16	施設の補修・新設	施設整備に係る使用資材は河川内の資材を極力使用することとし、河川外からの持ち込みを必要最小限に留めているか。	現地調査で現状の施設状況を確認する。施設を補修した実績と持ち込んだ補修材の記録を確認する。	補修等行った実績はある。	補修等行った実績はある。	補修等行った実績はある。	補修等行った実績はある。	補修等行った実績はある。	補修等行った実績はある。
		C17	構造物の安全	施設を構成する遊具等の構造物の定期点検を実施しているか。また、安全対策は定めているか。	構造物安全点検のルールを確認する。	定期点検は実施されている。	定期点検は実施されている。	定期点検は実施されている。	定期点検は実施されている。	定期点検は実施されている。	定期点検は実施されている。
	C2 利用者	C21	利用状況	占有区域内の各利用施設ごとに利用者数の変動(時刻、曜日、季節)を把握しているか。	現地調査で現状の施設利用状況を確認する。施設別の利用者数の増加・減少を確認する。	利用者数の把握はできているが、変動まではできていない。	過去3年間の月別、施設毎の利用者数を把握している。	利用者数の把握はできているが、変動まではできていない。	過去3年間の月別、施設毎の利用者数を把握している。	利用者数の把握はできているが、変動まではできていない。	過去2年間の月別、施設毎の利用者数を把握している。
		C22	便所	トイレ施設を確保し適正に維持管理しているか。	現地調査で現状の施設状況を確認する。トイレの施設数、カギの管理、清掃頻度を確認する。	適正に確保、維持管理できている。	適正に確保、維持管理できている。(休止中の循環式トイレは除去予定)	適正に確保、維持管理できている。	適正に確保、維持管理できている。	適正に確保、維持管理できている。	適正に確保、維持管理できている。
		C23	ゴミ処理	ゴミ処理の方法を定めているか。	現地調査で現状の施設状況を確認する。ゴミ持ち帰りの呼びかけをしているか確認する。	審査項目として設定されていない。	適正に維持管理できている。	審査項目として設定されていない。	適正に維持管理できている。	審査項目として設定されていない。	適正に維持管理できている。
		C24	利用者対応	適正な利用を促すための管理方法(管理人等の配置)を定めているか。	委託している管理内容を確認する。	定めている。(業務委託を行っている)	定めている。(業務委託を行っている)	定めている。(業務委託を行っている)	定めている。(業務委託を行っている)	定めている。(業務委託を行っている)	定めている。(業務委託を行っている)
		C25	駐輪・駐車場	利用者の駐輪場・駐車場(身体障害者用等を含む)を確保しているか。	現地調査で設置状況を確認する。駐輪場・駐車場の設置面積は利用状況から縮小可能か確認する。障害者対応の施設であるか確認する。アスファルト舗装と砂利舗装と非舗装を確認する。	確保できている。	確保できている。	確保できている。	確保できている。	確保できている。	確保できている。
	C3 利用形態	C31	利用者の年齢等	利用者の年齢や身体又は健康状態に関わりなく利用可能な施設か。また、利用制限を設けている場合はそれに合理性があるか。	子供からお年寄りまでが使える施設が確認する。釣り人などの施設目的外利用者の利用実態を確認する。	利用可能な施設である。	利用可能な施設である。	利用可能な施設である。	利用可能な施設である。	利用可能な施設である。	利用可能な施設である。
		C32	利用者交流	常時利用者と流域住民との交流はあるか。また、交流を促進させる計画があるか。	「花火大会」など広範囲イベントの交流実績を確認する。定期的な開催利用と臨時的な開催利用の内容を確認する。	グラウンドゴルフ大会などで他地域住民との交流はあるが、流域住民との交流まではなされていない。	グラウンドゴルフ大会などで他地域住民との交流がなされている。	グラウンドゴルフ大会などで他地域住民との交流はあるが、流域住民との交流まではなされていない。	地域利用者の親睦、交流試合、県内の大会等による流域住民との交流がなされている。	グラウンドゴルフ大会などで他地域住民との交流はあるが、流域住民との交流まではなされていない。	グラウンドゴルフ大会などで他地域住民との交流がなされている。
		C33	川とのふれあい	利用者と川とのふれあいが可能な施設か。	現地調査で、占有施設から川へ降りるアクセス経路を確認する。水の流れている場所まで安全に通れるか確認する。	いかだ下り大会により、川とのふれあいのきっかけ作りがなされていることは評価される。ただし、運動施設利用者が川とふれあえることが可能な施設ではない。	運動施設利用者が直接、川とふれあえることが可能な施設ではない。	運動施設利用者が川とふれあえることが可能な施設ではない。	樋門水路部分に、スロープと階段により安全に川とふれあうことが可能な施設がある。	運動施設利用者が川とふれあえることが可能な施設ではない。	自然とのふれあいやレクリエーションの場となるよう検討したいとしている。

		C34	河川愛護保護活動	河川の環境・治水・利水等の理解を促すための活動計画(または実績)があるか。	清掃活動、環境面を含めた「川を活かす」活動をj確認する。NPO団体、学校等と協調した環境保護活動を認める。	利用者による清掃活動程度は行われている。	利用者による河川清掃活動は行われていない。		利用者による清掃活動程度は行われている。	申請説明書には記載されていない。	利用者による清掃活動程度は行われている。	琵琶湖ゴミゼロ一斉清掃の日に市民と協働で河川の敷清掃活動を実施している。	
		C35	地域活性化	占有区域周辺地域の活性化を促す利用施設か。	地域密着型の利用形態が可能な施設であるか確認する。河川敷でなければできない利用の観点から、地域の交流の場として活用を確認する。地域と連携して取り組む活動はあるか確認する。	地域に密着した利用形態であり、ある程度の地域活性化を促しているかもしれないが、効果は小さい。	グラウンドゴルフ大会などを通じて地域の活性化にある程度寄与する施設である。		地域に密着した利用形態であり、ある程度の地域活性化を促しているかもしれないが、効果は小さい。	地域利用者の親睦、交流試合等によりある程度地域の活性化に寄与する施設である。	地域に密着した利用形態であり、ある程度の地域活性化を促しているかもしれないが、効果は小さい。	グラウンドゴルフ大会などを通じて地域の活性化にある程度寄与する施設である。	
	C4 住民意見の反映	C41	意見聴取	利用計画策定に際して広く流域住民から意見聴取(対話討論会等)を行ったか。	意見を聴取した範囲の考え方を確認する。意見聴取方法を認める。	広く流域住民からの意見聴取は行われていない。	広く流域住民からの意見聴取が行われたかは確認できないが、平成7年に住民意識調査が実施され、自然を利用したレクリエーション活動、スポーツ利用の要望が多く寄せられた。		広く流域住民からの意見聴取は行われていない。	申請説明書には記載されていない。	広く流域住民からの意見聴取は行われていない。	申請説明書には具体的には記載されていない。	
		C42	利用者意見	流域住民や施設利用(予定)者からの意見を反映させて計画した施設か。	施設利用団体など意見を聴いた範囲を確認する。意見を聴いて施設に反映した内容を確認する。	利用者からは管理事務所や市への電話・メールによって意見を把握しているが、流域住民についてはなされていない。	一部の利用者からの意見聴取は行われている。3市の河川敷利用検討会設置にともない、利用者、市民から意見要望の集約予定で当該意見要望を反映した計画がされる予定。		なされていない。	3市の河川敷利用検討会設置にともない、利用者、市民から意見要望の集約予定で、当該意見要望を反映した計画がされる予定。	なされていない。	3市の河川敷利用検討会設置にともない、利用者、市民から意見要望の集約予定で、当該意見要望を反映した計画がされる予定。 葉山学区まちづくり懇談会で、野洲川運動公園のスポーツ施設を更に拡充してほしいという意見が出されており、地域住民の意見を反映した施設と考えられる。	
D 環境・治水・利水を考慮した占有施設の検証	D1 環境	D11-1	大気汚染	占有区域とその周辺の大気汚染等の現況を調査したか。また、施設は占有区域とその周辺の大気質に影響を与えないか。	占有施設が大気汚染の発生源にならないか確認する。	審査項目として設定されていない。	申請者による調査はされていないが、影響は小さいと思われる。		審査項目として設定されていない。	申請者による調査はされていないが、影響は小さいと思われる。	審査項目として設定されていない。	申請者による調査はされていないが、影響は小さいと思われる。	
		D11-2	水質汚濁・底質汚染	占有区域とその周辺の河川水質・底質の現況を調査したか。施設は占有区域とその周辺の水質・底質に影響を与えないか。また、農薬(殺虫剤・殺菌剤・除草剤等)の使用を禁止しているか。	草刈の方法と実績を確認する。排水暗渠の設置の状況を確認する。	調査はなされていないが、水質汚濁の影響はないと思われる。	申請者による調査はされていないが、影響は小さいと思われる。		調査はなされていないが、水質汚濁の影響はないと思われる。	申請者による調査はされていないが、影響は小さいと思われる。	調査はなされていないが、水質汚濁の影響はないと思われる。ただし、除草剤、殺虫剤の使用は直ちに中止すべきである。	申請者による調査はされていないが、影響は小さいと思われる。除草剤、殺虫剤の使用は中止している。	
		D11-3	土壌汚染	占有区域とその周辺陸域の土壌質の現況を調査したか。施設設置により占有区域とその周辺の土壌汚染を招かないか。農薬の使用を禁止しているか。施設構造物等は有害化学物質を使用していないか。	草刈の方法と実績を確認する。芝の育成に堆肥を使用していないか確認する。除草剤の使用をしていないか確認する。害虫駆除の実績があるか確認する。	調査はなされていないが、土壌汚濁の影響はないと思われる。	申請者による調査はされていないが、影響は小さいと思われる。		調査はなされていないが、土壌汚濁の影響はないと思われる。	申請者による調査はされていないが、影響は小さいと思われる。		調査はなされていないが、土壌汚濁の影響はないと思われる。ただし、除草剤、殺虫剤の使用は直ちに中止すべきである。	申請者による調査はされていないが、影響は小さいと思われる。除草剤、殺虫剤の使用は中止している。
		D11-4	地下水	占有区域とその周辺の地下水・河川伏流水の現況と近隣住民等による利水状況を調査したか。また、施設は占有区域とその周辺の地下水系とその水質に影響を与えないか。		調査はなされていないが、影響はないと思われる。	申請者による調査はされていないが、影響は小さいと思われる。		調査はなされていないが、影響はないと思われる。	申請者による調査はされていないが、影響は小さいと思われる。		調査はなされていないが、影響はないと思われる。	申請者による調査はされていないが、影響は小さいと思われる。除草剤、殺虫剤の使用は中止している。
		D11-5	騒音・振動	占有区域とその周辺の騒音・振動の現況を調査したか。また、施設は占有区域とその周辺の新たな騒音・振動の発生源にならないか。	騒音が発生する施設であるか確認する。利用者・来場者の車・バイクからの発生があるか確認する。	調査はなされていないが、発生源にはならない。	申請者による調査はされていないが、影響は小さいと思われる。		調査はなされていないが、発生源にはならない。	申請者による調査はされていないが、影響は小さいと思われる。		調査はなされていないが、発生源にはならない。	申請者による調査はされていないが、影響は小さいと思われる。
		D11-6	悪臭	占有区域とその周辺の悪臭の現況を調査したか。また、施設は占有区域とその周辺への悪臭発生源にならないか。	臭気を発生する占有施設であるか確認する。	審査項目として設定されていない。	申請者による調査はされていないが、影響は小さいと思われる。		審査項目として設定されていない。	申請者による調査はされていないが、影響は小さいと思われる。		審査項目として設定されていない。	申請者による調査はされていないが、影響は小さいと思われる。
		D12	地形改変	占有区域とその周辺の地形の特性の現況を調査したか。また、施設の地形改変が占有区域の地形特性に与える影響は軽微か。	現状からの変更地形を確認する。利用者の通路、車の通路の改変を確認する。	調査はなされていないが影響はない。	申請者による調査はされていないが、影響は小さいと思われる。		調査はなされていないが影響はない。	申請者による調査はされていないが、影響は小さいと思われる。		調査はなされていないが影響はない。	申請者による調査はされていないが、影響は小さいと思われる。
		D13	整備の影響	施設整備に伴い小動物・植生への影響はないか。	占有箇所付近の環境調査結果を確認する。影響を少なくする整備方法を検討したか確認する。	生物の生息環境を縦断方向に分断する影響がある。	生物の生息環境を分断する影響がある。		生物の生息環境を縦断方向に分断する影響がある。	生物の生息環境を分断する影響があると思われる。		生物の生息環境を縦断方向に分断する影響がある。	生物の生息環境を分断する影響がある。
		D14-1	陸生生物	占有区域とその周辺における陸生動物の分布等の現況を調査したか。また、施設は陸生生物、とくに貴重種や保全対象種の生存に影響を与えないか。	占有箇所付近の環境調査結果を確認する。刈り込み時期、頻度を確認する。	調査はなされていないが、多少の影響はあると思われる。	申請者による調査はされていないが、影響はあると思われる。		調査はなされていないが、多少の影響はあると思われる。	申請者による調査はされていないが、影響はあると思われる。		調査はなされていないが、多少の影響はあると思われる。	申請者による調査はされていないが、影響はあると思われる。

	D14-2	水生生物	占用区域とその周辺における水生動植物の分布等の現況を調査したか。また、水生生物、とくに貴重種や保全対象種の生存に影響を与えないか。	占用箇所付近の環境調査結果を確認する。	調査はなされていないが、多少の影響はあると思われる。	申請者による調査はされていないが、多少の影響はあると思われる。		調査はなされていないが、多少の影響はあると思われる。	申請者による調査はされていないが、多少の影響はあると思われる。	調査はなされていないが、多少の影響はあると思われる。	申請者による調査はされていないが、多少の影響はあると思われる。	
	D15	生態系	占用区域とその周辺の生物・生態系の概況を調査したか。施設が占用区域とその周辺の生態系に及ぼす影響は軽微か。生物の生息・生育環境の河川縦横断方向の連続性が分断される可能性は低いのか。	河川(低水敷)側に生態確保スペースを設けられないか確認する。同じ面積で、幅を狭くして長さを長くすることが可能か確認する。施設維持での実施内容で影響を少なくする工夫を確認する。	生物の生息環境を縦断方向に分断する影響がある。	生物の生息環境を分断する影響があると思われる。		生物の生息環境を縦断方向に分断する影響は大きくない。	生物の生息環境を分断する影響があると思われる。	生物の生息環境を縦断方向に分断する影響がある。	生物の生息環境を分断する影響があると思われる。	
	D16	環境復元	占用期間終了後、自然環境の早期復元を見込んだ整備計画としているか。	撤去困難な構造物が設置されていないか確認する。	施工上、撤去が困難な構造物はなく、早期復元が見込める。	施工上、撤去が困難な構造物はなく、早期復元が見込める。		施工上、撤去が困難な構造物はなく、早期復元が見込める。	施工上、撤去が困難な構造物はなく、早期復元が見込める。	施工上、撤去が困難な構造物はなく、早期復元が見込める。	施工上、撤去が困難な構造物はなく、早期復元が見込める。	
	D17	作業車の通行影響	河川敷を占用施設の管理作業車が走行することにより自然環境への影響はないか。	作業車の重量、走行頻度を確認する。	審査項目として設定されていない。	影響は少ない。		審査項目として設定されていない。	影響は少ない。	審査項目として設定されていない。	影響は少ない。	
	D18	無線使用の影響	施設で使用する無線周波数は、周辺受信施設に影響を与えないか。		審査項目として設定されていない。	影響を与える施設はない。		審査項目として設定されていない。	影響を与える施設はない。	審査項目として設定されていない。	影響を与える施設はない。	
D2 治水	D21	治水	治水上の影響について事前審査は完了しているか。(確認事項)	利用施設が治水上影響がないか確認する。	河川管理者の審査項目として設定している。	河川管理者の審査項目として設定している。		河川管理者の審査項目として設定している。	河川管理者の審査項目として設定している。	河川管理者の審査項目として設定している。	河川管理者の審査項目として設定している。	
	D22-1	構造物	占用区域が存する河川における過去の流況を把握しているか。また、施設の構造物は洪水時に治水上の支障を生じさせないか。	構造物の設置による支障の程度を確認する。	構造物による治水上の支障はない。	構造物による治水上の支障はない。		構造物による治水上の支障はない。	構造物による治水上の支障はない。	構造物による治水上の支障はない。	構造物による治水上の支障はない。	
	D22-2	構造物流失	洪水時に構造物が流出しない対策が講じられているか。また、流出した場合の処置を定めているか。	冠水時の流出防止対策を確認する。過去の他流出事例を反映した対策を反映しているか確認する。	洪水時の流出前に、構造物の撤去を行う体制が構築されている。	洪水時の流出前に、構造物の撤去を行う体制が構築されている。		洪水時の流出前に、構造物の撤去を行う体制が構築されている。	洪水時の流出前に、構造物の撤去を行う体制が構築されている。	洪水時の流出前に、構造物の撤去を行う体制が構築されている。	洪水時の流出前に、構造物の撤去を行う体制が構築されている。	
	D22-3	構造物撤去	冠水時に影響を受ける構造物を設置している場合、洪水時を想定した構造物の撤去訓練を定期的実施しているか。	撤去訓練報告書を確認する。	実施されている。	実施されている。		実施されている。	実施されている。	実施されている。	実施されている。	
D3 利水	D31	利水計画	施設に利水計画がある場合、事前審査は完了しているか。(確認事項)		河川管理者の審査項目として設定している。	河川管理者の審査項目として設定している。		河川管理者の審査項目として設定している。	河川管理者の審査項目として設定している。	河川管理者の審査項目として設定している。	河川管理者の審査項目として設定している。	
	D32	利水への影響	施設に利水計画がある場合、あるいは施設が河川水・地下水に影響を及ぼす可能性がある場合、既存の水利使用に影響を与えないか。		利水計画はなく、また河川水や地下水に影響を及ぼす可能性はないため、既存の水利使用に影響を与えない。	利水計画はなく、既存の水利使用に影響を与えない。		利水計画はなく、また河川水や地下水に影響を及ぼす可能性はないため、既存の水利使用に影響を与えない。	利水計画はなく、既存の水利使用に影響を与えない。	利水計画はなく、また河川水や地下水に影響を及ぼす可能性はないため、既存の水利使用に影響を与えない。	利水計画はなく、既存の水利使用に影響を与えない。	
D4 景観・文化	D41	景観	占用区域とその周辺の景観特性(生態学的景観を含む)の現況を調査したか。また、施設の形態(形状・色彩等)が占用区域とその周辺の景観特性に及ぼす影響は軽微か。	現地調査で近景・遠景の景観を確認する。ベンチ、トイレなどの人工的な構造物の影響を確認する。	施設を構成する個々の構造物は、周辺や流域の景観を意識したものとはなっていない。	周辺への影響は軽微である。		施設を構成する個々の構造物は、周辺や流域の景観を意識したものとはなっていない。	周辺への影響は軽微である。	施設を構成する個々の構造物は、周辺や流域の景観を意識したものとはなっていない。	周辺への影響は軽微である。	
	D42	景観変化の把握	占用に伴う景観変化の予測を行っているか。		行われていない。	行われていない。		行われていない。	行われていない。	行われていない。	行われていない。	
	D43	植栽	占用区域の植栽が周辺景観に及ぼす影響は軽微か。また在来の植生を活かした植栽か。	河畔林などと調和した施設であるか確認する。在来植栽を生かした利用であるか確認する。	周辺環境への影響は少ない。また在来の植生については配慮はされているが十分とはいえない。	周辺環境への影響は少ないと思われる。		周辺環境への影響は少ない。また在来の植生については配慮はされているが十分とはいえない。	周辺環境への影響は少ないと思われる。	周辺環境への影響は少ない。また在来の植生については配慮はされているが十分とはいえない。	周辺環境への影響は少ないと思われる。	
	D44	文化財	占用区域とその周辺の文化財の現況を調査したか。また、施設は占用区域とその周辺の文化財に影響を与えないか。	野洲川洪水に関する記念碑の設置場所を確認する。	当初申請時には調査されていないが、影響はない。	影響はないと思われる。		当初申請時には調査されていないが、影響はない。	影響はないと思われる。	当初申請時には調査されていないが、影響はない。	影響はないと思われる。	
	D45	歴史文化	占用区域とその周辺の歴史・文化に関する現況を調査したか。また、施設は占用区域とその周辺の歴史・文化(伝承文化等)と共存可能か。	地域風土と共存可能な施設であるか確認する。放水路新設による地区分断を考慮したかを確認する。	共存可能である。	共存可能である。		共存可能である。	共存可能である。	共存可能である。	共存可能である。	

「施設整備」には、新築・改築・維持修繕を含む。